

平塚市農業委員会の委員選任に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平塚市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の選任の手続等について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）、平塚市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成28年条例第33号）その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦の求め及び募集)

第2条 市長は、法第9条の規定により、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに募集を行う。

(要件)

第3条 農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、農業委員となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等と密接な関係を有している者

(推薦の求め及び募集の方法等)

第4条 農業委員の推薦の求め及び募集については、次のとおりとする。

- (1) 個人が推薦する場合は、農業者等3名以上が連名し、その代表者が農業委員推薦書（第1号様式）を市長に提出するものとする。
- (2) 団体が推薦する場合は、当該団体の代表者が農業委員推薦書（第1号様式）を市長に提出するものとする。
- (3) 募集に応募しようとする者は、農業委員申込書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(周知)

第5条 農業委員の推薦の求め及び募集に当たっては、市ホームページ、広報ひらつか等を通じて周知に努めるものとする。

(期間及び情報の公表)

第6条 農業委員の推薦の求め及び募集の期間（以下「募集期間」という。）は、おおむね1箇月とし、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「規則」という。）第6条第1号に規定する事項について、募集期間の中間において市ホームページに公表しなければならない。

2 前項の規定による募集期間終了後、規則第6条第2号に規定する事項について、遅滞なく市ホームページに公表しなければならない。

(意見の聴取等)

第7条 市長は、平塚市農業委員会の委員候補者評価委員会の設置及び運営に関する要綱に基づき設置する平塚市農業委員会の委員候補者評価委員会に対し、候補者の評価についての意見を聞くものとする。

(委員の任命)

第8条 農業委員は、市長が議会の同意を得て任命する。

(委員の補充)

第9条 農業委員に欠員が生じた場合は、この要綱に定める手続に基づき、速やかに農業委員の補充に努めなければならない。

(庶務)

第10条 農業委員選任の庶務は、農業委員会事務局で処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月18日から施行する。